

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月20日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 佐藤 寿延

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度 工事契約管理システム改良業務
(電子調達システム対象案件)

(2) 仕様等

本案件は工事契約管理システムと統合版工事契約管理システムとのシステム間連携の調整及び切替対応を行うものであり、詳細は仕様書による。

(3) 納入期限 (又は履行期間)

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所 (又は履行場所)

中部地方整備局

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子調達システム (G E P S) の利用

本案件は、競争参加資格確認申請書等 (以下、「申請書等」という。) の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、3 (2) のURLより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願・紙契約方式調印願を提出すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和7・8・9年度の一般競争 (指名競争) 参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の東海・北陸地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者 (競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。) でないこと。

- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 入札説明書を3 (3) の交付方法により直接入手した者であること。

- (7) 入札説明書に定める参考見積書を提出していること。

- (8) 技術者等に関する要件

配置予定管理技術者は、以下に示す同種業務について、平成27年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等 (注1)、地方公共団体 (注2)、地方公社 (注3)、公益法人 (注4) のシステム改良業務

※ (注1～注4) の説明は、別紙による。

(9) 業務実績に関する要件

申請書を提出する者は、以下に示す同種業務について、平成27年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有しなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）のシステム改良業務

※（注1～注4）の説明は、別紙による。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省中部地方整備局総務部 契約課 購買第2係

電話 052-953-8138

電子メール cbr-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 電子調達システム（調達ポータル）のURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間：別表1に記載

交付場所：電子調達システムにより交付する（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。なお、誤って選択しなかった場合は、（1）問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと）。また、やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手が出来ない場合は、電子メールによる交付若しくは託送（着払い）を行うので、（1）問い合わせ先まで連絡し、指示に従うこと。

(4) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：別表1に記載

提出場所：電子調達システムを利用又は（1）へ提出する。

提出方法：電子調達システム、郵送にて提出すること。

詳細は入札説明書による。

(5) 入札書の提出期間、場所及び方法並びに開札日時及び場所

提出期間：別表1に記載

提出場所：電子調達システムを利用又は（1）へ提出する。

提出方法：電子調達システム、郵送にて提出すること。

詳細は入札説明書による。

開札日時：別表1に記載

開札場所：別表1に記載

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書の作成方法に基づき作成した申請書等を上記3（4）に定める提出期間内に提出場所まで提出しなければならない。

また、上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、落札決定において当該資格の認定を受けていない場合は、本案件に関する競争参加資格を取り消す。

なお、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書等の 交付期間	入札公告日の 10 時 00 分から令和 7 年 7 月 17 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
②	申請書等の 提出期間	入札公告日の 10 時 00 分から令和 7 年 7 月 2 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札書の 提出期間	令和 7 年 7 月 16 日 10 時 00 分から令和 7 年 7 月 17 日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	開札日時 及び場所	令和 7 年 7 月 24 日 10 時 30 分 国土交通省中部地方整備局総務部契約課 入札室

- （注１）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者・求職雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第２条及び第３条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用期間法人をいう。
- （注２）地方公共団体とは地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
- （注３）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- （注４）公益法人とは、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
 - 二 旧民法第３４条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成２０年１２月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。